



株 主 各 位

証券コード 7162
平成29年 6月 9日

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
アストマックス株式会社
代表取締役社長 本 多 弘 明

第5期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋 Room H+I
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1) 第5期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第5期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.astmax.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.astmax.com>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

当社グループのセグメントは、前連結会計年度末まで、「アセット・マネジメント事業」、「ディーリング事業」、「再生可能エネルギー関連事業」の3事業に区分しておりましたが、当連結会計年度より、「再生可能エネルギー関連事業」から「電力取引関連事業」を分け、4事業に区分しております。従いまして、前連結会計年度との比較については、前連結会計年度のセグメント別を当連結会計年度のセグメント別に組み替えて比較しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日（平成29年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）における金融市場は、政治イベントが予想外の結果となる波乱もありましたが、世界的な景況感の改善や投資家のリスク選好の回復を背景に金利が上昇し、リスク資産の価格が堅調に推移する展開となりました。

株式市場は世界的に上昇しました。米国の金融政策動向や英国のEU離脱を巡る混乱、トランプ氏の米大統領選勝利結果などから乱高下する場面もありましたが、歴史的な水準に低下した長期金利や世界的な景況感の改善に下支えられ、史上最高値更新を続ける米国株式が主導し、年度後半の株式市場は世界的に上昇基調を強めました。国内株式市場は円高が進んで下落する局面もありましたが、日経平均株価指数は米大統領選後の急激な円安を受け12月には19,000円台まで上昇、年度末にかけてはレンジ取引となりました。

世界的な低インフレが続く中、主要中央銀行による金融緩和スタンスが維持され、主要先進国の長期国債利回りは7月には過去最低水準まで低下しました。その後、米国経済が雇用増を伴う緩やかな拡大基調を辿るのに伴い、米国債利回りは上昇し、11月の米大統領選後にはトランプ新政権の政策期待から投資家のリスク選好姿勢が回復しました。その結果、主要国の長期金利は米国の動きに追従する形で年末にかけ上昇基調となり、年度末にかけてはレンジ内での推移が続きました。

商品市場の値動きはまちまちに推移しました。原油価格はレンジ内での取引が続いた後、OPECが8年ぶりの減産合意に達した11月以降に上昇しましたが、高水準の米原油在庫を嫌気して3月に再び値を下げる動きとなりました。銅などのベースメタル価格は、トランプ大統領によるインフラ投資拡大方針を受けた需要拡大見通しから急伸しました。一方、貴金属価格は、ドル安が進んだ7月にかけ金価格主導で上昇した後、10月以降のドル高が売り材料視され年末にかけ軟調に推移しましたが、ドル安に転じた年明け以降に反発するなど、方向感の無い動きとなりました。コーン、小麦、大豆などの穀物価格は、天候や作柄が良好となった北米の豊作が重石となって、6月をピークに下落基調を辿り、下期は概ねレンジ内での値動きに終始しました。

再生可能エネルギーを取り巻く環境については、国による導入促進に係る制度改革の議論が行われ、現行の固定価格買取制度（FIT）が見直され、改正FIT法が平成29年4月から施行されることとなりました。

これは、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けて、「エネルギーミックスを踏まえた電源間でバランスの取れた導入の促進」、「国民負担の抑制のためコスト効率的な導入の促進」、「電力システム改革の成果を活かした効率的な電力の取引及び流通」を実現するためのものです。

「太陽光発電」については、FIT価格が、平成27年度の29円及び27円（税抜）から、当連結会計年度には24円（税抜）と更に引き下げられ、平成29年度においては21円（税抜）となり特別高圧案件は入札制度が導入されます。また、現行のFIT法において、未稼働案件は平成29年3月31日までに接続契約を締結していないものについては、原則として認定が失効するほか、改正FIT法により、未稼働案件の発生防止の仕組みが盛り込まれます。

このような市場環境等のもと、当社の当連結会計年度の営業収益は3,522百万円（前年同期間比486百万円（16.0%）の増加）、営業費用は3,313百万円（前年同期間比566百万円（20.6%）の増加）、経常利益は100百万円（前年同期間比60百万円（37.7%）の減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2百万円（前年同期間比157百万円（98.7%）の減少）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益について、特記すべき事項は次のとおりです。

平成28年8月8日付でヤフー株式会社（以下、「Yahoo! JAPAN」という。）との間で締結した、資本・業務提携契約（以下、「本資本・業務提携契約」という。）により、当社は、当社が保有する連結子会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社（以下、「ASTAM社」という。）の株式を2段階に分けて50.1%までYahoo! JAPANに譲渡すること（以下、「本株式譲渡」という。）に合意しております。

当社が保有するASTAM社株式においては過去の資本剰余金を原資とした剰余金の配当等により会計上の簿価と税務上の簿価に将来加算一時差異が発生していることから、本株式譲渡合意の結果、連結計算書類において当該差異に法定実効税率を乗じたうえで、第2四半期連結累計期間に繰延税金負債及び法人税等調整額を約31百万円計上いたしました。なお、平成28年10月3日付でASTAM社株式の33.4%の株式譲渡が完了していることから、当連結会計年度では、当該株式譲渡に対応して約21百万円の繰延税金負債の取り崩しが発生し、本株式譲渡に関わる繰延税金負債は通期で約10百万円となりました。

さらに、本株式譲渡実行により、計算書類では約11億円の譲渡利益を計上しておりますが、連結計算書類上の取り扱いについては、「連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）」に従い、子会社株式の一部売却後も引き続き親会社と子会社の支配関係が継続する場合に該当するため、本株式譲渡にかかる売却持分と売却価額との間に生じた差額等を当連結会計年度末に約9億円の資本剰余金として処理しております。

一方、本資本・業務提携契約にかかる弁護士報酬や監査法人への報酬、及び計算書類で収益計上していることに伴う事業税付加価値割の負担増加分等の関連費用合計額を、連結損益計算書に約30百万円計上しております。

なお、「九州再生可能エネルギー投資事業有限責任組合」は第2四半期連結会計期間から、ASTAM社は第3四半期連結会計期間から、それぞれ外部の出資持分を、非支配株主に帰属する当期純利益として控除しております。

セグメント毎の業績及び取組み状況は次のとおりです。

(1) アセット・マネジメント事業

当事業は、主にASTAM社が推進しており、金融商品取引業と商品投資顧問業等を行っております。

当連結会計年度においては、4月以降は投資家の積極的な投資姿勢が継続する中、新年度入りに伴う新たな投資方針等に基づく投資信託の新規設定や既存の投資信託への追加投資の動きもあり、運用資産残高合計は7月末時点で3,701億円まで増加しました（前連結会計年度末は3,034億円）。8月以降は投資家による解約等の動きも見られ、9月末の運用資産残高は3,562億円となりました。10月以降は、再び投資家の積極的な投資姿勢が見られる中、投資信託の新規設定等を背景に運用資産残高は11月末時点で3,798億円まで増加しました。12月にはYahoo! JAPANとの協働により開発した公募の投資信託「Yjamプラス!」を新規に設定（当初設定元本総額80億円）しましたが、私募の投資信託で投資家の利益確定等の解約の動きも見られたことなどから平成29年1月にかけて運用資産残高も一時的に減少しました。しかしながら、2月以降は投資信託の新規設定や既存の投資信託への追加投資の動きなどから運用資産残高は再び増加に転じ、当連結会計年度末では前連結会計年度末比821億円増加の3,855億円と月末として過去最高額を更新しました。運用資産残高が前連結会計年度を上回る水準で推移したことなどから、前年同期間比増収増益となりました。なお、平成28年2月に当社グループのアストマックス・ファンド・マネジメント株式会社にて組成した、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドについても、順調に投資を積み上げてきております。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は、2,041百万円（前年同期間比363百万円（21.7%）の増加）となり、セグメント利益は405百万円（前年同期間比61百万円（17.8%）の増加）となりました。

当事業では、今後とも拡充した事業基盤を活用し、投資信託の販売会社並びに海外の運用会社等との協業を通じて運用資産残高の積み上げに努めるとともに、収益基盤の拡充にも取り組んでまいります。なお、ASTAM社の既存主力事業である機関投資家ビジネスに加え、個人投資家向けの積立型長期資産形成ビジネスについても、一層の強化を図るべく、平成28年10月、ASTAM社発行済株式総数の約3分の1に相当する株式をYahoo! JAPANに譲渡すると共に協働を開始しております。投資未経験者を含む個人投資家の皆様に対しても、既存の対面型営業による個人投資家向け長期積立型投資信託事業に加え、ファイナンシャル・テクノロジーを

活用した長期資産形成に貢献できる事業を展開してまいります。また、Yahoo! JAPANとの協働により平成28年12月に設定した公募の投資信託「Yjamプラス！」及び平成29年4月設定の「Yjamライト！」については、販路を順次拡大してまいりたいと考えております。

(2) ディーリング事業

当事業は、主にアストマックス・トレーディング株式会社（以下、「ASTRA社」という。）及びアストマックス・エナジー株式会社が推進し、東京商品取引所、CME、ICE等、国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物、現物株式等を取引対象とした自己勘定取引を行っております。

本項の冒頭で説明されている市場環境の中、当社主力の商品市場は、6月の英国国民投票時と11月の米国大統領選挙時に全体的に取引量が増加しましたが、期を通じて低インフレの影響もあり投資家の注目度は低く、動きの鈍い一年となりました。原油市場はOPECの減産合意で上昇しましたがその後は反落、レンジ内での取引に終始しました。金市場はドル市場と反比例する動きが中心となり、独自の方向性はあまり出ず大きな動きはありませんでした。この影響で、多くの銘柄で価格の歪みが限定的となり、当社グループが注力する市場間・限月間・商品間での裁定取引は、取引機会が少なく十分な収益を獲得することができず前年同期間比大幅な減収、セグメント損失となりました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は650百万円（前年同期間比261百万円（28.6%）の減少）、セグメント損失は18百万円（前年同期間は119百万円のセグメント利益）となりました。

当事業では、引き続き市場の変動に備え機会を逃すことなく収益をあげられるよう体制を整え、戦略の分析と研究を継続していきます。

(3) 再生可能エネルギー関連事業

当事業は主にASTRA社等が推進しております。当事業では主として再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を行っております。

当事業の進捗状況については継続的に開示しておりますが、当連結会計年度における状況は以下のとおりです。

<太陽光発電事業>

① 熊本県菊池市 出力規模：約7.8メガワット

既に開示しておりますとおり、ASTRA社は、平成27年7月1日付で太陽光発電所を設置する株式会社への匿名組合出資を行いました。平成28年3月31日付で九州における地熱、温泉熱、太陽光発電の再生可能エネルギー事業を投資対象とする「九州再生可能エネルギー投資事業有限責任組合」（以下、「本LPS」という。）をファンド運営者として組成し、環境省所管の一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より有限責任組合出資を受けることになりました。これに伴い平成28年6月30日付で匿名組合契約を解除し、本LPSからの匿名組合出資に切り替えております。本案件では、本LPS運営期間に亘り管理報酬等を収益として認識する契約形態としており、本LPSは当社の連結子会社となります。なお、昨年熊本地震及び集中豪雨による同発電所への被害は軽微なものであり、工事関係者のご協力もあり、スケジュールに大きな遅延はなく、平成28年7月11日に引渡し完了し、同日に運転を開始しております。

② 鹿児島県霧島市 出力規模：約2.2メガワット

既に開示しておりますとおり、土地の開発に関わる手続きに遅れが生じておりましたが、平成28年10月に手続きが完了し、着工の運びとなりました。本案件につきましては、当社グループとしての事業リスクを限定するために、SPC（特別目的会社）及び匿名組合契約（ASTRA社を出資者とし、SPCを営業者とする契約）を使った投資スキームを利用しており、平成28年12月16日付にて太陽光発電設備を設置する合同会社に対し出資しております。稼働開始は、平成30年3月を見込んでおり、稼働後はASTRA社による管理・オペレーション業務を行います。

③ 熊本県山鹿市

他社開発である熊本県山鹿市の50キロワット低圧太陽光発電設備2区画を投資家へ紹介し、紹介料を平成29年3月に計上しております。

太陽光発電事業においては、前述のほか、未稼働ID及びセカンダリー市場（完成した発電所の売買市場）での案件取得に取り組んでまいりましたが、競合他社の参入、優良案件の減少等により競争率が高く、案件取得が困難な状況です。調達及び譲渡が決定している特定の案件は現時点においてはありませんが、今後におきましても、引き続き太陽光発電設備の未稼働ID及びセカンダリー市場での案件取得に取り組み、譲渡を行うこと等を含め、期間利益の獲得を目指してまいります。また、保有している既存発電設備においても、一部ポートフォリオの入替や、採算性向上のため増設等を行うことを予定しており、これらを通じた事業採算の向上に取り組んでまいります。

前述の熊本県菊池市の太陽光発電所の稼働により、事業規模の更なる拡大が見込まれるのを契機に、機械及び装置の使用状況等を検討した結果、当社グループが保有する機械及び装置は、每期安定的に稼働し発電する見込みであるため、定額法による減価償却方法が使用実態をより適切に反映させることができると判断し、当連結会計年度より太陽光発電設備（機械及び装置）の減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

<地熱発電事業等>

ASTRA社では、ベースロード電源である地熱・小水力等を利用した発電事業への取り組みを進めております。地熱発電事業につきましては、宮崎県えびの市尾八重野地域において、地元の方々のご理解を得ながら、2メガワット規模の地熱発電の事業化を目指した調査井の掘削に向けた準備を進めてまいりましたが、平成28年7月27日付で独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による「平成28年度地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」の採択を受け、平成29年3月末までの期間で調査井の掘削が完了しております。今後は、坑内温度の回復を待った上で、噴気試験を行うほか、更なる地表調査・調査井の掘削をすることによって2メガワット以上の開発を視野に入れつつ、引き続き事業化に向けて取り組んでまいります。なお、平成28年9月28日付で経済産業省による「平成28年度地熱開発理解促進関連事業」の採択を受け、平成29年2月末まで農業ハウスへの熱水輸送計画立案及び農業ハウス事業性の調査を行いました。こうした活動を通じ、地元

の方々の地熱開発への更なる理解促進が進んだものと考えております。このほかに、100から300キロワット規模のバイナリー（温泉）発電と呼ばれる小規模地熱発電の事業化についても取組みを進めており、平成28年5月に地表調査を完了した大分県日田市においても、平成29年3月に掘削の申請をいたしました。なお、宮崎県えびの市、大分県日田市の両案件においては、九州電力株式会社主宰の電源接続案件募集プロセス（電源接続案件募集プロセスとは、平成27年4月に設立された電力広域的運営推進機関により、新たに規定されたルール。発電設備等を電力系統に連系するにあたり、近隣の電源接続案件（系統連系希望者）を募り、複数の系統連系希望者により工事費負担金を共同負担する手続きのこと。）に移行しております。

地熱発電以外では、小水力発電等について、前連結会計年度同様、長万部地方創生事業に係る調査業務を受託し、検討を行っております。

前述のとおり、熊本県菊池市の太陽光発電設備の売電は第2四半期連結会計期間から開始しましたが、前連結会計年度に続き発電所の開発にかかるコスト（建設費を賄うための銀行借入に対する諸手数料や金利負担等）が先行していたため、当事業における当連結会計年度の営業収益は557百万円（前年同期間比95百万円（20.7%）の増加）、セグメント損失は76百万円（前年同期間は226百万円のセグメント損失）となりました。

(4) 電力取引関連事業

当事業は電力小売事業を行う企業（小売電気事業者）等を対象にシステム及び付帯サービスを提供するアストマックス・エナジー・サービス株式会社（以下、「AES社」という。）と、小売電気事業者であり日本卸電力取引所の会員でもあるASTRA社による協業により推進しております。

当連結会計年度末をもって、電力小売りの全面自由化から1年が経過しましたが、経済産業省の認可法人である電力広域的運営推進機関によると、電力小売りの全面自由化で電力契約を切り替えた件数は平成29年3月末時点で343万件弱（契約総数の約5.5%相当）となっております。また、経済産業省によれば、同省に登録した小売電気事業者数は389事業者にのぼりました。こうした中、AES社では、電力自由化の先進国である米国において実績のあるEnergy Services Group, LLC（Energy Services Group, Inc. から改組。以下、「ESG社」という。）の電力小売事業サポートシステムの日本版を独占提供するとともに、ASTRA社との協業による需要予測等を含む需給管理業務並びに顧客のための電力調達業務等を通じて、小売電気事業者等の個別のニーズに応えるべくきめ細かいサービス及びソリューションの提供に取り組みました。ESG社システムの日本版完成が当初計画より遅れたこと等で費用先行となり、当連結会計年度においては計画未達となりましたが、ESG社との協業関係の強化等を通じて拡販に向けた体制は整ったと認識しております。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は276百万円（前年同期間は0円）、セグメント損失は185百万円（前年同期間は76百万円のセグメント損失）となりました。

上記、セグメント利益又は損失は当連結会計年度の経常利益と調整を行っており、連結会社間の内部取引消去等の調整額が含まれております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等につきましては、平成28年7月に熊本県菊池市内に約7.8メガワットの太陽電池モジュール・パワーコンディショナー等の発電設備一式を建設し、当社グループ内で保有しております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

4. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成28年8月8日付でYahoo! JAPANとの間で締結した、本資本・業務提携契約により、当社は、当社が保有する連結子会社であるASTAM社の株式を2段階に分けて50.1%までYahoo! JAPANへ譲渡することに合意しております。なお、平成28年10月3日付でASTAM社株式の33.4%の株式譲渡が完了いたしました。

5. 対処すべき課題

当社グループは今後更なる事業及び収益の拡大を図るために、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 継続的な経常利益及び税金等調整前当期純利益の確保

当社グループは、「ステークホルダーの期待に応え、広く社会に貢献する企業グループを目指すこと。」及び、「高潔な倫理観と柔軟な発想をもって、全力で事業目的を達成すること。」を会社の基本理念としております。

平成27年3月期に策定した中期経営計画（2カ年）は、初年度において同計画の目標の一つであった全セグメントにおける黒字化を達成しました。しかしながら同計画2年目の平成28年3月期においては、アセット・マネジメント事業で大幅な増収増益を達成したものの、再生可能エネルギー関連事業において新たに進出した電力取引関連事業において費用先行となったこと及び前期の収益に寄与した太陽光発電設備の売却案件がなかったこと等もあり、連結ベースでは前年比減収減益となりました。

上記2カ年計画終了後の平成29年3月期においては、持続的な企業価値の向上に向けて、2020年3月期の当社グループのあるべき姿を定め、今後4年間の中期ビジョン「Innovation & Governance for 2020」を策定しました。同ビジョン1年目である平成29年3月期は、アセット・マネジメント事業で前年比増収増益を達成しましたが、その他3事業は想定通りのセグメント利益を確保できず、当社連結決算は前年度比大幅な減収減益となりました。なお、前述のとおり、子会社株式の一部譲渡による収益は、「連結財務諸表に関する会計基準」により、連結計算書類においては期間収益として認識しないこととなった一方で、弁護士報酬や監査法人への報酬、及び計算書類では収益計上していることに伴う事業税付加価値割の負担増加分等の関連費用の合計額を、連結損益計算書に約30百万円計上しております。上記子会社株式の一部譲渡を経て、連結での「非支配株主持分」を含む純資産額は、前連結会計年度末の約45億円から約60億円に、また株主資本も、前連結会計年度末の約45億円から約53億円に増加しており、当社グループが企業価値の向上を図る上で重要視している純資産は着実に増加しております。

4カ年中期ビジョンの1年目は上記のとおりの結果となりましたが、当社グループは、会社の基本理念及び中期ビジョンに基づき、引き続き事業展開の優先度、経営資源の適正な配分と各事業会社の設定目標の進捗管理強化、人材育成等を通じて、平成30年3月期以降も、継続してこの課題を十分に認識し、対処してまいります。

(2) 持株会社体制下での経営資源の効率的な配分及びリスクの効果的な管理

上記の目標達成のためには、当社グループの目指す姿を共有し、事業展開のスピードアップを図り経営効率を上げていかなければなりません。平成24年10月1日付の組織再編以降、各事業会社の管理業務は新設持株会社である当社に集約され、当社グループ全体の管理業務の効率化及び管理コストの削減を図ると共に、各事業において必要なファイア・ウォール（業務隔壁）については引き続き徹底しつつ、各々の事業会社の迅速な意思決定を可能とする体制を構築しております。また、中期ビジョンの目指す姿の達成に向け、持株会社はグループ事業を支援する専門家集団として、グループ内の事業を積極的にサポートすると共に、人材育成に注力し、引き続き経営資源の効率的な配分及びリスクの効果的な管理に取り組んでまいります。

(3) アセット・マネジメント事業における顧客本位の事業展開と収益基盤の拡充

ASTAM社は平成25年3月期の投資運用会社2社の買収を経て、事業規模拡大を図ってまいりました。運用資産残高は平成25年3月末の1,437億円から4年後の平成29年3月末は3,855億円へと大幅に増加し、当連結会計年度におきましても821億円の流入超過となりましたが、引き続き、運用資産残高の拡大を図るべく、本事業の事業基盤を拡充してまいります。

また、平成28年10月にはASTAM社株式の33.4%をYahoo! JAPANに譲渡し、資本・業務提携を開始しましたが、これは当社グループにおける国民の長期資産形成に資する投資運用事業を着実に取り組んでいくことの一環であると考えております。今後も、機関投資家向けの投資運用業の品質の一層の向上に加え、投資家の皆様の長期資産形成に貢献できる投資運用会社としての態勢を構築してまいります。

(4) ディーリング事業の一層の効率化

ディーリング事業は、ここ数年にわたり、取引対象の拡大や取引インフラの整備、事業全体のポートフォリオ分析等を進め、収益源の多様化と収益力の拡大を目指してまいりましたが、平成29年3月期は売上総利益（営業収益から売上原価を差し引いた収益）は確保できたものの、販売管理費を賄うことはできず、3期ぶりにセグメント損失となりました。当事業は市場環境に左右される側面があることは否めないものの、世界的には先物市場の規模が拡大傾向にあることから、引き続き上記施策に取り組みつつ、資本効率を向上させるとともにリスク管理手法の高度化と管理体制の効率化を両立させ、更に低コストで十分な管理運営を行う体制の構築を推進して収益率を高め、利益率の好転を図ります。

また、電力OTC市場の発展及び東京商品取引所への上場を見据え、これまでのディーリング業務で蓄積してきた経験と知識を応用して電力取引関連事業でも活用し、電力取引の収益化に繋げる体制を構築してまいります。

(5) 再生可能エネルギー関連事業における事業基盤の拡充

再生可能エネルギー関連事業においては、再生可能エネルギー関連事業の発掘、開発、アレンジメント及び投資並びに農業生産法人への出資を行っております。当社グループとしては今後も「発電事業に投資し自ら発電事業を営むと共に、全部または一部をファンド化する等の事業展開により投資資金の早期回収を行い再投資を行う。」というビジネス展開をベースに事業を推進していく方針です。太陽光発電事業のみならず、地熱等の再生可能エネルギー事業の展開も進めており、これらの取組を通じて中長期的に安定した事業基盤を早期に確立していきたいと考えております。既に当社グループでは平成29年3月末現在、太陽光発電設備約12.4メガワットを保有しておりますが、既に着工し今後完工予定の太陽光発電事業案件を合わせると、当社グループが自ら保有する太陽光発電所からの売電収益によって当事業の黒字化が実現可能となる見込みです。また、調査井の掘削が無事完了した地熱発電事業についても、再生可能エネルギー事業の新たな中核の一つとなる様、着実に取り組んでまいります。

(6) 電力取引関連事業における事業基盤の確立

電力取引関連事業は、電力小売全面自由化を契機に平成29年3月期より再生可能エネルギー関連事業から独立したセグメントにいたしました。ESG社と電力小売事業者向けのシステムの国内独占販売契約を締結し、同システムの日本仕様化及び販売を進めてまいりました。電力小売全面自由化から1年が経った現在、本格的なシステム導入や既に高压で実績のある会社がシステムの入替等を検討する段階にあることは、当事業にとって顧客基盤を拡大する事業機会であると考えております。また、当社グループのディーリング事業において主たる取引の場である東京商品取引所では、今年度中に電力先物の上場を予定しており、電力の調達においてもディーリング事業で培ったノウハウが貢献し得るものと考えております。ESG社システムの日本版完成が当初計画より遅れたこと等で費用先行となり、電力取引関連事業としての黒字化が計画より遅れておりますが、前述の事業機会を確実にとらえ、早期黒字化と収益力の拡大を目指し、事業基盤の確立に努めてまいります。

(7) コンプライアンスの徹底

上場企業としてグループ内に顧客資産の運用に携わる事業会社を擁する当社グループは、極めて公共性の高いビジネスの担い手であると強く認識しております。よって役職員一人一人に高いモラルが求められており、当社グループの全役職員に対して社内規程で法令等の遵守を求めると共に、誓約書を提出させております。コンプライアンスについては、継続的な啓蒙活動とチェックが必要であり、引き続きその徹底を図まいります。

(8) 情報管理の徹底

当社グループでは、各事業会社で、商品先物市場及び金融商品市場等において、アセット・マネジメント事業とディーリング事業を行っております。両事業は以前よりオフィスを物理的に隔離し、ICカードキーにより入室者を限定する等、相互に立ち入りができないオフィス管理体制を取っておりましたが、より両事業における情報遮断等を徹底すべく、平成24年10月にはそれぞれの事業を別会社化いたしました。また、両事業の取引データを含む業務上の全てのデータにはアクセス権を設定し、サーバーも物理的に別々のものとする等、厳格なファイア・ウォール体制を築いております。しかしながら、上記コンプライアンスの徹底同様、このファイア・ウォール体制についても役職員の高い意識が重要であるとの認識のもと、今後も継続して役職員の啓蒙、意識の醸成に努めてまいります。

(注) ファイア・ウォールとは、元来は、米国における銀行業務と証券業務を分離するための業務隔壁を指します。また、証券会社の引受部門やM&A部門と、株式部門のディーラーや営業部門との間における未公開情報の交換を防ぎ、インサイダー取引等を未然防止するための隔壁は「チャイニーズ・ウォール」とも呼ばれています。

6. 財産及び損益の状況の推移

	第2期 平成26年3月期	第3期 平成27年3月期	第4期 平成28年3月期	第5期 (当連結会計年度) 平成29年3月期
営業収益(千円)	2,619,375	4,401,212	3,035,848	3,522,835
経常利益 (△ 損失)(千円)	△86,697	554,647	160,574	100,108
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円) (△ 純損失)	△115,708	512,162	159,134	2,042
発行済株式 総数(期末時点)(株)	13,111,000	13,129,400	13,160,300	13,160,300
1株当たり 当期純利益(円) (△ 純損失)	△8.83	39.06	12.09	0.16
総資産(千円)	4,917,523	6,498,818	9,203,170	12,117,609
純資産(千円)	3,936,036	4,450,293	4,459,796	5,987,175

(注) 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アストマックス投信投資顧問株式会社	95,000千円	66.6%	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業、商品投資顧問業
アストマックス・トレーディング株式会社	1,000,000千円	100%	ディーリング事業 再生可能エネルギー関連事業 電力取引関連事業
アストマックス・エナジー株式会社	40,000千円	100% (100%)	有価証券等を含む金融商品の運用及び商品先物取引等の投資事業
アストマックス・エナジー・サービス株式会社	99,000千円	100% (100%)	電力取引関連事業

(注) 出資比率の()は、間接所有割合を記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
アストマックス・トレーディング株式会社	東京都品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエア5階	2,249,838千円	6,083,106千円

8. 主要な事業内容

事業部門	事業内容
アセット・マネジメント事業	国内外の金融市場及び商品先物先物市場を中心とした顧客資産の運用業務に加え、ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド等に投資を行うファンド・オブ・ファンズ業務、ベンチャー企業等に投資するベンチャーキャピタルファンドの運用業務を行い、国内機関投資家、国内個人投資家、国内年金基金及び海外投資家等の資産運用をASTAM社を通じて行っております。
ディーリング事業	国内商品先物市場を中心に、海外先物取引所、OTC市場（取引所を介さない相対取引の市場）等を利用した自己勘定による運用業務を行う事業を、ASTRA社及びアストマックス・エナジー株式会社を通じて行っております。
再生可能エネルギー関連事業	再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を、ASTRA社を通じて行っております。
電力取引関連事業	電力自由化の先進国である米国において実績のあるESG社の電力・ガス小売事業サポートシステムの日本版を独占提供すると共に、小売電気事業者等のニーズに応えるサービスの提供をAES社及びASTRA社を通じて行っております。

9. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

(2) 子会社

アストマックス投信投資顧問株式会社	東京都品川区
アストマックス・トレーディング株式会社	東京都品川区
アストマックス・エナジー株式会社	東京都品川区
アストマックス・エナジー・サービス株式会社	東京都品川区

10. 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
84名	7名増	42.52歳	7.40年

11. 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
J A 三 井 リ ー ス 株 式 会 社	2,836百万円
株 式 会 社 高 知 銀 行	665百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	619百万円
株 式 会 社 栃 木 銀 行	261百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	203百万円

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 13,160,300株
3. 当期末株主数 3,542名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社大和証券グループ本社	2,260,100株	17.17%
有限会社啓尚企画	1,172,000株	8.91%
マネックスグループ株式会社	722,000株	5.49%
牛嶋英揚	638,000株	4.85%
白木信一郎	370,000株	2.81%
山本純也	367,800株	2.79%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	342,800株	2.60%
小幡健太郎	312,000株	2.37%
株式会社SBI証券	291,000株	2.21%
稲垣博之	240,000株	1.82%

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の発行状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛 嶋 英 揚	アストマックス・トレーディング株式会社 代表取締役社長 アストマックス・エナジー株式会社 代表取締役社長 アストマックス・エナジー・サービス株式会社 代表取締役社長 くまもとソーラープロジェクト株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	本 多 弘 明	アストマックス投信投資顧問株式会社 代表取締役社長
常務取締役	小 幡 健太郎	管掌役員（経営企画室、経理室、人事室、総務室、情報システム室 担当） 投資事業室長 アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社 代表取締役社長
取 締 役	木 曾 慎 二	株式会社大和証券グループ本社 経営企画部次長 大和証券株式会社 経営企画部次長 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社マネーパートナイズグループ 社外取締役 株式会社ID I インフラストラクチャーズ 監査役
取 締 役	上 田 雅 貴	マネックスグループ株式会社 執行役 特命担当 マネックス証券株式会社 取締役常務執行役員
常勤監査役	繁 畑 友 章	アストマックス・トレーディング株式会社 監査役 アストマックス投信投資顧問株式会社 監査役
監 査 役	小 坂 義 人	信越化学工業株式会社 社外監査役 飛悠税理士法人 社員 スター・マイカ株式会社 取締役（監査等委員） きさらぎ監査法人 顧問
監 査 役	塚 越 一 郎	リテラ・クレア証券株式会社 監査役
監 査 役	石 川 昌 弘	—

- (注) 1. 取締役 木曾慎二、上田雅貴の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 小坂義人、塚越一郎の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役 木曾慎二、上田雅貴及び監査役 小坂義人、塚越一郎の4氏は株式会社東京証券取引所JASDAQ市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役 小坂義人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 山口洋興氏は、平成28年6月24日開催の第4期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当会社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当会社の非業務執行取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償額の限度としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	3名	50百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	10百万円 (3百万円)
合計	7名	60百万円

(注) 平成25年6月26日開催の第1期定時株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額200百万円、監査役の報酬限度額は年額40百万円であります。

4. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役 木曾慎二氏は、株式会社大和証券グループ本社の経営企画部次長、大和証券株式会社の経営企画部次長、大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の監査役、株式会社マネーパートナーズグループの社外取締役、株式会社I D I インフラストラクチャーズの監査役（非常勤）を兼職しております。木曾氏が経営企画部次長を兼職している株式会社大和証券グループ本社は、当社の発行済株式総数の約17.17%を保有する大株主であります。木曾氏が兼職している大和証券株式会社、大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社、株式会社マネーパートナーズグループ及び株式会社I D I インフラストラクチャーズと当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

取締役 上田雅貴氏は、マネックス証券株式会社の取締役常務執行役員及びマネックスグループ株式会社の執行役特命担当であります。上田氏が執行役特命担当を兼職しているマネックスグループ株式会社は、当社の発行済株式総数の約5.49%を保有する大株主であります。上田氏が取締役常務執行役員を兼職しているマネックス証券株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 小坂義人氏は、信越化学工業株式会社の社外監査役、飛悠税理士法人の社員、スター・マイカ株式会社の取締役（監査等委員）及びきさらぎ監査法人の顧問であります。各法人等と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 塚越一郎氏は、リテラ・クレア証券株式会社の監査役であります。同社と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	木 曾 慎 二	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、複数社の経営企画部を兼任しているとともに、税理士有資格者であることから、当社固有の問題点のみならず、幅広い専門的見地をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	上 田 雅 貴	就任後開催の取締役会には、11回中11回出席し、豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	小 坂 義 人	当事業年度開催の取締役会には、15回中13回出席し、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中12回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役	塚 越 一 郎	就任後開催の取締役会には、11回中11回出席し、主として他社で常勤監査役を務められた経験を活かした発言を行っております。 また、就任後開催の監査役会には、10回中10回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人としての報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19 百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 34 百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、当社監査役会が当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止、契約違反等、当社の監査業務に重大な事態が生じた場合には、監査役会は取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

VI 会社の体制及び方針

＜業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要＞

当社は、平成24年10月1日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成25年4月24日、平成27年4月22日、平成28年3月23日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

当事業年度末現在の基本方針の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させる。
- (2) 「コンプライアンス規程」を制定し、取締役による法令等の違反行為を禁止事項と規定する。併せて、これに違反した取締役に対する制裁規定を明文化する。
- (3) 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存・取扱規程」及び「稟議規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、取締役及び監査役が適切に保存された情報を常時閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の管理に関する規程として「リスク管理規程」を制定し、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因に対する管理方針と体制を整備する。
- (2) 業務執行から生じるリスクを認識し、新たに生じることが予想されるリスクを検討した上で、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するために、取締役会が承認し、かつ統制された範囲でリスクをとることをリスク管理の基本理念とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例取締役会を毎月1回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (2) 取締役会を補強する会議として経営会議（経営・業務執行方針の審議・決定、重要案件・事項の審議・決定等）を月2回程度、戦略会議（予算案及びその見直し案の策定のための討議及び社長への具申）を年2回、開催する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、法令等からの逸脱行為の発生を未然に防止し、問題が発生した場合には、直ちに是正できる社内体制を構築する。また、コンプライアンスに関する報告及び内部通報の体制を構築する。
 - (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、従業員が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させる。
 - (3) 「コンプライアンス規程」に違反した従業員に対する制裁規定を明文化する。
6. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
「関係会社管理規程」を制定し、関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告を受ける体制、及び、関係会社の重要な経営判断について事前に打合せを受ける体制を構築する。
 - b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
重要な子会社は、リスク管理に係る規程を定めて自らリスク管理を行い、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告する体制を構築する。
 - c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
重要な子会社は、決裁権限に関する規程を定めて自らの業務を効率的に遂行し、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告する体制を構築する。

d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象とし、業務・会計両監査面において、その業務の適正性を把握する。

(2) 監査役会は、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織を置く。

8. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、当該使用人の所属部室長等の指揮命令を受けないこととする。

9. 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

実効性を確保するために、取締役及び当該使用人の所属部室長は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員の業務が円滑に行えるように協力することとする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

「監査役監査基準」に基づき、監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役または従業員から定期的に求めることとする。また、監査役が取締役会その他重要な会議へ出席機会を確保する。取締役及び従業員等から情報を受領できる体制を整え、取締役及び従業員が監査役に報告するための体制を確立する。

11. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧することとする。

(2) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図ることとする。

(3) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査することとする。

12. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「監査役監査基準」に基づき、内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン制度）が有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。コンプライアンス・ホットライン制度には報告者が不利益な取扱いを受けないような規定を整備する。

また、内部通報システムを利用しない報告等については、仮に監査役その他内部通報システムにおける被報告者以外の者が報告を受けた場合でも、情報提供者が特定されないような方策を講じるなど、情報提供者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

13. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」に監査費用に関する規定を設けており、費用について会社に償還を請求できることとする。

14. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」を定め、監査役会は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役職務の実施における環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることを規定する。

15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度で対応し、取引関係を含めた一切の関係を遮断することとする。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制について

「コンプライアンス・マニュアル」の遵守につき、当社の役員及び使用人の全員から誓約書を提出させております。

内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン制度」を規定し、コンプライアンス上問題のある行為等について、直接内部監査室長または外部の第三者窓口で報告できる制度を設けております。

その他に、毎期初めに定めている「コンプライアンス・プログラム」に基づいて、今期は社内規程及び労働時間管理に関する社内セミナーを開催いたしました。

2. リスク管理体制について

リスク管理規程に基づき、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因に対する管理方針と体制を整備しております。

3. 取締役の職務の執行について

定例取締役会を毎月1回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

取締役会を補強する会議として経営会議を月2回程度、グループ戦略会議を年2回、開催しております。

4. 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

また、「監査役監査基準」に基づく監査役への報告体制の整備、「監査役会規程」に基づく代表取締役との定期的な会合等を通じて、監査役の監査の実効性を確保しております。

5. グループ会社管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、当社は関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告並びに必要な応じた報告を受け、要打合せ事項として設定している関係会社の重要な経営判断について事前に打合せを受けております。

内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象にしており、業務・会計両監査面において、その業務の適正性を把握しております。

また、監査役会として、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックしております。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考えており、剰余金の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処に、期末配当を年1回行うことを基本方針としております。

また、平成28年8月31日付で開示しましたとおり、子会社株式売却により増加する資本剰余金の額の30%を目途とする金額の3分の1を特別配当とする方針を決議しております。

当期につきましては、業績並びに今後の経営環境等を考慮し、利益剰余金を原資として、1株当たり0円05銭の期末配当、1株当たり6円95銭の特別配当、合わせて、1株当たり7円00銭の剰余金の配当を実施いたします。

なお、特定の株主からの取得以外の自己の株式取得、欠損填補の範囲内の準備金減少、剰余金の処分については、当社の財務状況等を勘案し、必要に応じて適宜、対応を検討してまいります。

(本事業報告中の記載数字は、金額は単位未満切り捨て、比率その他は四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【5,993,876】	【流動負債】	【1,577,002】
現金及び預金	3,685,698	営業未払金	182,722
営業未収入金	398,828	短期借入金	193,394
仕掛品	648	1年内返済予定の長期借入金	385,515
差入保証金	1,268,961	自己先物取引差金	72,380
繰延税金資産	58,294	未払金	77,739
自己先物取引差金	69,450	未払費用	46,009
その他	511,994	未払法人税等	213,766
【固定資産】	【6,114,125】	賞与引当金	51,080
(有形固定資産)	(5,317,564)	インセンティブ給引当金	9,393
建物及び構築物	399,570	その他	345,000
機械及び装置	3,811,438	【固定負債】	【4,553,431】
車両運搬具	343	長期借入金	4,007,995
器具及び備品	19,557	修繕引当金	34,953
土地	306,971	製品保証引当金	1,851
建設仮勘定	779,682	その他	508,630
(無形固定資産)	(302,653)	負債合計	6,130,434
のれん	218,462	純資産の部	
その他	84,190	【株主資本】	【5,346,034】
(投資その他の資産)	(493,908)	資本金	2,013,545
投資有価証券	204,599	資本剰余金	2,909,153
出資金	63,748	利益剰余金	423,388
長期差入保証金	209,703	自己株式	△53
長期前払費用	15,856	【その他の包括利益累計額】	【421】
【繰延資産】	【9,607】	その他有価証券評価差額金	421
創立費	2,151	【非支配株主持分】	【640,718】
開業費	7,455	純資産合計	5,987,175
資産合計	12,117,609	負債純資産合計	12,117,609

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
営	業 収 益		3,522,835
	アセット・マネジメント事業収益	2,035,300	
	ディーリング事業収益	650,866	
	再生可能エネルギー関連事業収益	550,508	
	電力取引関連事業収益	276,280	
	その他の営業収益	9,879	
営	業 費 用		3,313,739
	営 業 利 益		209,095
営	業 外 収 益		18,151
	受取利息	55	
	投資有価証券償還益	1,342	
	投資事業組合運用益	6,134	
	業務補助金受託料	1,111	
	補助金の収入	6,278	
	その他の	3,229	
営	業 外 費 用		127,138
	支払利息	107,975	
	資金調達費用	13,973	
	創立費償却	3,008	
	その他の	2,181	
	経 常 利 益		100,108
特	別 損 失		1,570
	固定資産除却損	74	
	関係会社清算損	1,495	
	税金等調整前当期純利益		98,538
	法人税、住民税及び事業税	3,693	
	法人税等調整額	30,855	
	当 期 純 利 益		63,988
	非支配株主に帰属する当期純利益		61,946
	親会社株主に帰属する当期純利益		2,042

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【2,916,974】	【流動負債】	【609,873】
現金及び預金	1,000,674	短期借入金	46,394
前払費用	5,984	1年内返済予定の長期借入金	95,184
関係会社短期貸付金	1,900,000	未払金	10,002
関係会社未収入金	9,065	未払費用	3,943
関係会社未収収益	439	未払法人税等	200,176
その他	811	預り金	4,159
【固定資産】	【3,164,731】	賞与引当金	10,965
(有形固定資産)	(17,588)	関係会社未払金	238,152
建物	12,121	その他	895
器具及び備品	5,467	【固定負債】	【435,830】
(無形固定資産)	(577)	長期借入金	95,178
ソフトウェア	577	繰延税金負債	41,551
(投資その他の資産)	(3,146,564)	その他	299,101
投資有価証券	16,977	負債合計	1,045,704
関係会社株式	2,864,720	純資産の部	
出資金	600	【株主資本】	【5,037,401】
長期差入保証金	73,904	資本金	2,013,545
関係会社長期貸付金	190,362	資本剰余金	1,966,047
【繰延資産】	【1,400】	資本準備金	1,013,545
創立費	1,400	その他資本剰余金	952,501
		利益剰余金	1,057,862
		その他利益剰余金	1,057,862
		繰越利益剰余金	1,057,862
		自己株式	△53
資産合計	6,083,106	純資産合計	5,037,401
		負債純資産合計	6,083,106

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		331,367
業 務 受 託 収 入	331,367	
営 業 費 用		359,083
営 業 損 失 (△)		△27,715
営 業 外 収 益		237,537
受 取 利 息	7,113	
受 取 配 当 金	224,102	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	6,137	
雑 収 入	183	
営 業 外 費 用		10,778
支 払 利 息	7,634	
創 立 費 償 却	2,799	
そ の 他	343	
経 常 利 益		199,043
特 別 利 益		1,134,163
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,134,163	
特 別 損 失		74
固 定 資 産 除 却 損	74	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,333,131
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	459,566	
法 人 税 等 調 整 額	41,551	
当 期 純 利 益		832,013

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅 則 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アストマックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、機械及び装置の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅 則 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アストマックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

アストマックス株式会社 監査役会

常勤監査役 繁 畑 友 章 ⑩

監 査 役 小 坂 義 人 ⑩

監 査 役 塚 越 一 郎 ⑩

監 査 役 石 川 昌 弘 ⑩

(注) 監査役小坂義人及び監査役塚越一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役5名全員が任期満了となりますので、取締役5名（重任4名、新任1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	うじま ひであき 牛嶋 英揚 (昭和30年7月3日生)	昭和53年4月 住友商事株式会社入社 平成4年5月 同社 非鉄金属部部长付 銅マーケティング課長 平成5年4月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）入社 常務取締役 平成6年11月 同社 代表取締役常務 平成10年5月 同社 代表取締役専務 平成13年5月 同社 代表取締役社長 平成22年7月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社） 代表取締役会長 平成24年10月 当社 代表取締役会長（現任） アストマックス・トレーディング株式会社 代表取締役社長（現任） 平成25年9月 アストマックス・エナジー株式会社 代表取締役社長（現任） 平成27年6月 くまもとんソーラープロジェクト株式会社 代表取締役社長（現任） 平成27年11月 アストマックス・エナジー・サービス株式会社 代表取締役社長（現任）	638,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	ほんだ ひろあき 本多 弘明 (昭和31年10月4日生)	昭和54年4月 住友商事株式会社入社 財務部、英国駐在、為替資金部 平成9年4月 同社 プロジェクトファイナンス部部长代理 平成13年5月 ウエストドイツ・ランドスバンク東京支店(現ウエストエルビー・アーゲー東京支店) エグゼクティブディレクター 平成15年2月 アストマックス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 平成18年6月 アストマックス株式会社(現アストマックス・トレーディング株式会社) 常務取締役 平成19年6月 同社 専務取締役 平成20年6月 アストマックス株式会社(現アストマックス・トレーディング株式会社) 代表取締役専務 平成22年7月 同社 代表取締役社長 平成24年10月 当社 代表取締役社長(現任) アストマックス投資顧問株式会社 代表取締役社長 平成24年12月 ITCインベストメント・パートナーズ株式会社(現アストマックス投信投資顧問株式会社) 社外取締役 平成25年4月 アストマックス投信投資顧問株式会社 代表取締役社長(現任)	128,000株
3	おばた けんたろう 小幡 健太郎 (昭和41年9月16日生)	平成2年4月 エース交易株式会社入社 平成4年10月 アストマックス株式会社(現アストマックス・トレーディング株式会社)へ出向 平成10年1月 同社へ転籍 運用部長 平成11年5月 同社 取締役 平成14年5月 同社 常務取締役 平成24年10月 当社 常務取締役 掌管役員(経営企画室、経理室、人事室、総務室、情報システム室 担当)(現任) 平成27年12月 アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社 代表取締役社長(現任) 平成28年2月 当社 投資事業室長(現任)	312,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	きそ しんじ 木曾慎二 (昭和53年11月29日生)	平成13年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現大和証券株式会社) 入社 平成13年10月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント株式会社(現大和P I パートナーズ株式会社) へ出向 平成21年12月 株式会社大和証券グループ本社へ転籍 経営企画部 平成23年7月 大和証券株式会社 経営企画部 大和証券キャピタル・マーケティング株式会社(現大和証券株式会社) 経営企画部 平成25年6月 株式会社大和証券グループ本社 経営企画部次長(現任) 大和証券株式会社 経営企画部次長(現任) 当社 社外取締役(現任) 平成26年5月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 監査役(現任) 平成27年6月 株式会社マナーパートナーズグループ社外取締役(現任) 平成28年1月 株式会社I D I インフラストラクチャーズ 監査役(現任)	0株
5	はしもと まさじ 橋本昌司 (昭和42年7月14日生)	平成12年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 長谷川俊明法律事務所入所 平成16年4月 三井安田法律事務所入所 平成16年12月 リンクレーターズ法律事務所(現 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ) 入所 平成18年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 非常勤講師 平成19年1月 Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 入所 平成19年12月 Linklaters LLP (ロンドン) 入所 平成20年6月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所 平成21年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業(現 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業) 入所 平成22年12月 同 パートナー(現任) 平成23年8月 T L C タウンショップ株式会社(現 東急不動産アクティビア投信株式会社) コンプライアンス委員会 外部委員(現任) 平成26年3月 GMOリサーチ株式会社 取締役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木曾慎二氏及び橋本昌司氏は社外取締役候補者であります。
3. 木曾慎二氏につきましては、当社の主要株主の株式会社大和証券グループ本社において経営企画部次長を務められており、また税理士有資格者であることから、当社固有の問題点のみならず、幅広い専門的見地から当社の経営を監督していただいております。引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任するものであります。

- 橋本昌司氏につきましては、弁護士として、企業法務に関する経験・識見が豊富であり、当社取締役会において、客観的視点で、独立性をもった経営の監視を遂行していただくとともに、適切な助言を通じてコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として選任するものであります。
- 木曾慎二氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 当社は木曾慎二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、橋本昌司氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
- 木曾慎二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、独立役員としての届出を継続いたします。また、橋本昌司氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として届ける予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって現任の監査役繁畑友章氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。尚、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
もりた たかひこ 森田 孝彦 (昭和26年10月23日生)	昭和51年3月 株式会社芳林堂書店 入社 昭和56年2月 株式会社セブンイーレブン・ジャパン 入社 平成元年7月 同社 会計管理本部 マネージャー 兼 総括マネージャー 平成12年2月 同社 情報システム本部 発注会計シ ステム部 総括マネージャー 平成18年1月 株式会社セブン&アイ・ホールディング スに転籍 システム企画部CVS発注会 計システム シニアオフィサー 平成19年1月 独立事業主 国内外小売業コンサルタン ト(現職)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森田孝彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 森田孝彦氏は、長年に亘る会計実務及び会計システム構築に携わってきた経験を有しており、現在は国内外で業務改善等のコンサルティング業務に従事されております。これらの実務に即した会計及び業務に関する見識と経験を活かし、当社の監査体制の強化に貢献していただけると判断したため、社外監査役として選任するものであります。
4. 当社は、森田孝彦氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
5. 森田孝彦氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として届ける予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー4階 ベルサール東京日本橋 Room H+I



[会場への交通機関]

日本橋駅 (銀座線、東西線、浅草線) B6出口直結
三越前駅 (半蔵門線、銀座線) B6出口より徒歩3分
東京駅 (JR線) 八重洲北口より徒歩6分